

男女共同参画社会をともに考える

MOVE

vol.

57

男女共同参画情報紙通刊87号 『MOVE』Vol.57 令和7年10月1日〈年2回発行〉



第6次 練馬区男女共同参画計画が スタート!

令和7~11年度の
5年間



練馬区 MOVEとは、「うごく」という意味のほか、男女がともに良い社会づくりに向け「行動する」、そして「感動する」という意味をこめて命名しています。

第6次練馬区男女共同参画計画がスタート!

一人ひとりが 自由に輝くまちへ!

令和7~11年度の5年間



第6次練馬区男女共同参画計画では、「一人ひとりが自由に輝くまち」を目指して、3つの目標を設定しています。各目標の施策において特に積極的に取り組む項目を「重点取組」とし、数値目標として「指標」を設けています。

★ 基本理念

区は、男女共同参画社会の実現に向けて、性別、人種、年齢、職業・働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる「一人ひとりが自由に輝くまち」を目指します。

★ 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。また、次の法律に定められた市町村計画に位置づけて策定しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に基づく「市町村基本計画」
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「市町村推進計画」

★ 計画の全文はこちら

閲覧場所

- ・男女共同参画センター図書・資料室
- ・練馬区役所内「区民情報ひろば」
- ・練馬区立図書館

区HPでも閲覧できます▶



目標 I

認め合い自由に生きる意識を育む

施策1 認め合い 自由に生きる意識を育む 啓発の推進

- 取組**
- (1)人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化 **重点**
 - (2)ジェンダー平等を進めるための情報発信の強化
 - (3)子どもの頃からの理解の促進 **重点**

P4でリーディングプロジェクトを紹介!

指標

人権を意識して生活している人の割合

現況 **71.5%** ▶ 5年後に目指す姿 **75%** ↑



社会全体として男性のほうが優遇されていると感じる人の割合

現況
男性 **68.8%**
女性 **84.3%** ▶ 5年後に目指す姿 **減少** ↓



目標 II

困難な問題を抱える女性等を支援する

施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

- 取組**
- (1)被害者の相談から生活再建までの支援 **重点**
 - (2)配偶者等暴力の防止に向けた啓発
 - (3)相談員の育成

施策2 性暴力やハラスメント等の防止

- 取組**
- (1)ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発 **重点**
 - (2)ハラスメント等の防止

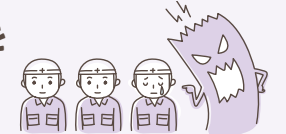
施策3 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援

- 取組**
- (1)関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化
 - (2)若年女性などへの支援の充実 **重点**

P4・5でリーディングプロジェクト、P6・7で関連インタビューを紹介!

指標

ハラスメントを受けたことがある人の割合



現況 3人に1人 5年後に目指す姿 **31.4%** ▶ **減少** ↓

困難な問題を抱える若年女性が相談につながった件数

現況 708件 5年後に目指す姿 **増加** ↑

目標 III

男女が共に活躍できる道を広げる

施策1 誰もが働きやすい職場環境づくりと女性の就労、再就職、能力開発への支援

- 取組**
- (1)事業者に向けた働きやすい職場環境づくりへの支援
 - (2)女性活躍推進のための就労、起業、再就職に関する支援 **重点**

P5でリーディングプロジェクトを紹介!

施策2 政策等・方針決定過程における男女共同参画

- 取組**
- (1)区の審議会等委員への女性の積極的な参画
 - (2)委員公募に関する女性への啓発

施策3 家庭における男女の協働

- 取組**
- (1)家事・育児に家族で取り組むための支援 **重点**
 - (2)子育てに関する支援
 - (3)介護等に関する支援

施策4 様々な人に配慮した災害対策

- 取組**
- (1)防災活動への女性の参加促進
 - (2)多様な視点や安全に配慮した避難拠点運営

施策5 女性の健康への切れ目のない支援

- 取組**
- (1)リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する啓発
 - (2)妊娠・出産等に関する支援
 - (3)こころとからだの健康づくりに関する支援

指標

家庭における男性の家事・育児等への平均従事時間(1週間)



現況 10.3時間 5年後に目指す姿 **12時間** ↑

区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況



現況 61.5% 5年後に目指す姿 **75%** ↑

リーディングプロジェクト

一部を紹介

計画では、各目標に掲載している施策の中で、先導的に進める取組をリーディングプロジェクトとして掲げています。

目標Ⅰ

子ども向け啓発イベント

子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりとなる啓発イベントを企画しています。詳しくは、後日お知らせします。お楽しみに！



目標Ⅱ

10代・20代の女性のための まるく

若年女性を対象に、女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業とLINE相談を行っています。ぜひ、お気軽にご利用ください。

まるくて？

「まるく」はフランス語で「marque」「目印」という意味です。困ったり、悩んだりしたとき、みんなの心を「まるく」でできるような目印になったらいいなという想いを込めました。

まるくではこんな相談ができます

- 学校や友達のこと
- 家族や恋人のこと
- 仕事やお金のこと
- こころやかからだのこと
- なんとなくつらい など…

若年女性支援事業を充実します

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。法では、女性であるが故の困難さとして、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害により遭遇しやすい状況にあり、性的な被害により予期せぬ妊娠などの女性特有の問題があること、不安定な就労状況や経済的困窮に陥りやすい状況におかれていることを前提として挙げています。中でも、行政の相談に繋がりにくい若年女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるよう、支援を充実します。

参考：令和5年3月「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(厚生労働省)

まるくの居場所

おしゃべりしたり、のんびりしたり。安心して、自由に過ごせる居場所です。相談もできます。

◆Wi-Fiや食事などを提供します

おやつ、飲み物のほか、Wi-Fi・スマホ充電器などをご用意しています。カードゲームやワークショップなどのイベントも開催します。



ワークショップの作品
(一例です)

カフェごはんは、カフェ開催時のみの提供です。
(写真はイメージ)

目標Ⅲ

あなたの「働きたい」を応援します！ オンラインで学ぶ！女性向けデジタルスキルアップ塾

女性は、出産や子育てなどにより、離職や非正規雇用の割合が高い傾向にあります。デジタルスキルアップ塾は、ライフステージに合わせて、就職やキャリアアップを目指す女性のための講座です。7月に3つのコースで開始しました。10月から一部コースで追加募集を行います。

受講中の方の応募理由



子育てが落ち着いてきたのでセカンドキャリアを考えています！

専門的な知識とスキルを磨いて、正社員として活躍したいです！



必要なスキルを学ぶeラーニングコース

10月から追加募集！

様々なメニューの中から学びたい講座を選択し、学習できます。メニューはいくつでも選べます。

対象 練馬区在住の女性

学習期間 令和7年11月～8年3月の期間中いつでも

定員 100名(申込順)

申込 10月19日(日)までに男女共同参画センターえーるHP▲



メニューの一部を紹介！

- ビジネス基礎パック
- ミドルマネジメントコース
- ChatGPT
- ITパスポート
- 基本情報技術者
- Webディレクター入門コース
- Python入門コース

参加者の声

何気ないことを話したり、カードゲームをしたりして、他の参加者とコミュニケーションが取れて楽しかったです！ゆっくり漫画を読むなど、一人で自由に過ごすこともできます。今回はスタッフさんとどんなことを話そうかなと事前に考える時間も、私にとっては楽しい時間です。是非、また遊びに行きたいです。



開催情報

毎月第3水曜 15:00～19:00

◆偶数月はえーるで

令和7年…10/15(水)・12/17(水) 令和8年…2/18(水)

場所 男女共同参画センターえーる 2階会議室

練馬区石神井町8-1-10 〈西武池袋線「石神井公園駅」西口下車徒歩6分〉

申込 不要です。直接お越しください。

◆奇数月はカフェで(事前申込制。定員20名)

令和7年…11/19(水) 令和8年…1/21(水)・3/18(水)

場所 申込者にのみお知らせします。

申込 前日の正午までに、区HPまたは電話で人権・男女共同参画課 ☎03-5984-1497



まるくのLINE

つらいとき、悩んだとき、気軽に匿名で相談できます。秘密は守ります。

◆LINE友だち登録はこちら

LINEアカウント 練馬区 ささえーるLINE



相談日時

火・日曜 16:00～20:00(受付は19:30まで)

※年末年始・指定の休止日を除く

詳細はこちら▶



相談員からのメッセージ

仕事や恋愛、家族のことや対人関係の悩み、メンタル面の不調など、どんなことでも親身になってお話を伺います。「こんなことで相談してもいいのかな…？」と思うことでも遠慮なく大丈夫です。対面ではないので、緊張しないで、自分のペースで相談できますよ。少しでも安心していただけるよう、心を込めて対応します。悩んだときは、気軽にLINEで話してみませんか？



困難な問題を抱える女性の暮らしを支援したい

生活困窮や暴力、性暴力・性犯罪被害、児童虐待により居場所がないなど、困難な問題を抱える女性たちがいます。そんな女性たちが自分を大切に、自分らしく暮らすために、女性支援の活動を続ける横田千代子さんにお話を伺いました。

女性支援と出会って

1982年（昭和57年）、東京都社会事業学校に入学し、婦人問題ゼミで女性の性の侵害（売春など）について学ぶ機会を得ました。学ぶ中で、女性支援に興味を持ち、現在の職場（施設）に就職しました。

ここでは、社会の歪みの中で生きづらさを抱え、女性としての尊厳を十分に保てなかった女性たちが暮らしていました。私たちは共に生活し、支え合い、認め合う関係を築きながら、それぞれの自立を目指し、生活支援をしてきました。

この場所の根拠法は、戦後10年経ってつくられた「売春防止法」でした。制定から一度も改正されないまま2022年（令和4年）で66年の時を経ていたのです。しかも、日本には女性のための支援法が売春防止法しかなく、社会にはそのことがあまり知られていませんでした。逆に、売春防止法と聞いただけで誤解を生んでしまうこともありました。特に、**売春防止法の目的は「保護更生」**であり、現状の「困難な問題を抱えている女性たちに必要な支援」とはかけ離れていました。**女性たち**

の人権の擁護や福祉の増進を目的とした**法改正の必要性**を強く感じていました。

法改正への取り組み

2006年（平成18年）、私が当時会長を務めた「全国婦人保護施設等連絡協議会」が法改正に向けて動き出しました。しかし、改正の動きまでは遠く、2015年（平成27年）に新たに「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」を立ち上げ、当時の厚生労働大臣に直談判しました。

その活動をきっかけに、2022年（令和4年）に「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」が制定され、2024年（令和6年）に施行されました。実に68年ぶりに「売春防止法」から脱却し、やっと真から「女性のための法律」ができたのです。

法改正を受け、全国で意識改革が進められています。女性の人権や尊厳がどこにいても公平に保たれることを願っています。この法律は「支援法」です。一人ひとりの女性のために「生きた法律」として実践していきたいと思います。

困難を抱えている女性たちの今

今、社会には、虐待や暴力を受けている女性たちが多く、性被害の低年齢化も深刻です。これは東京に限らず、全国に広がっている問題だと思います。

親からの虐待や、家族との関係性の欠如によって、**本来、安心できるはずの家庭が、居場所でなくなっている**ケースが増えています。家庭で人との関わり方を学べないまま、学校でも友達ができず、人と交われないまま大人になってしまう。そんな状況で、家を飛び出した子どもの中には、「二度と家へは帰りたくない」と言うほど追い詰められている子もいます。

昔なら、そのような子どもたちに近所の人が手を差し伸べてくれることもありましたが、今は**ネットの世界に救いや居場所を求めたり、危険の多い中に飛び込んでしまったり**…。特に、低年齢の子どもは無防備で無知ゆえに、性被害の危険があることも分からずとても心配です。優しくしてくれる大人に誘われてしまうこともあります。

また、親子関係においても、信じられないくらい希薄な関係もあり、そうした中で、生きていくために、自分の身体を売る女性や子どもたちも多いと聞きます。売春や性暴力被害は、本人の問題として考えられがちですが、貧困のためにそうせざるを得なかったり、様々な課題を抱えていることで性的に搾取されたりしている場合もあるようです。これは女性だけの問題ではなく、社会全体の問題です。

若い世代へ伝えたいこと

10代～20代は、心も身体も成長する大事な時期です。そんな時期に性被害を受けると、自分を大切にすることが難しくなってしまいます。**「あなたが存在すること自体が大切なことなのです」**ということを若い

世代に伝えていきたいです。

これまで活動してきた中で「生きているけれど、暮らしてこなかった」女性が多いと感じています。ただ生きてただけで、自分らしく暮らせる空間をつくれなかった。施設で生活する中で、一人ひとり違う、自分らしい暮らし方を取り戻しています。個室が自分らしくデザインされていると嬉しくなります。暮らしづくりを通して、**自分の存在、自分の尊厳を取り戻してほしい**と思っています。

これから目指したいこと

家庭に居場所がない女性や子どもたちが、安心して過ごせる空間を提供していきたいです。そこに支援員を配置し、悩みを打ち明けられる環境をつくりたいですね。支援する人

と出会い、触れ合うことで、多くの気づきが生まれることもあります。中には、虐待や暴力などの被害を受けていても、「自分が悪い」と思い込まされている女性も少なくありません。

人から傷つけられた心は、人の力によって回復できます。信頼できる人と出会い、優しい言葉に癒やされることで、自分をもう一度大切に思えるようになってほしいと思います。

地域が手をつないで、10代～20代のための居場所をつくり、女性を支援し、性被害を未然に防ぐことが必要です。練馬区では、**若年女性のための「まるくの居場所」**を運営しています。気軽におしゃべりして自由に過ごせる居場所を活用してほしいです。こうした居場所を地域主体で全国へ増やしていきたいですね。



あなたが
存在すること自体が
大切なことなのです。

全国婦人保護施設等連絡協議会 前会長
横田 千代子さん

東京都内女性自立支援施設長
厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」構成員
厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」構成員

ひとりで悩まないで!

まずはえーるに ご相談ください

練馬区立男女共同参画センター

えーる 相談室

☎3996-9050

相談無料

秘密厳守

※いずれの相談・予約も祝休日は17:00まで。
※練馬区内在住・在勤・在学の方が対象です。



予約不要 一般相談 電話・対面相談(3は電話相談のみ)

相談名など	相談日時
1 総合相談 (内容によっては専門相談等をご案内します)	毎日 9:00~19:00 ※1日1回30分以内。
2 性的マイノリティに関する相談 (家族や友人からの相談も可能です)	第3土曜 9:00~17:00 ※1回30分以内。
3 男性のための相談	第2火曜 15:00~19:00 ※1回50分以内。

ご存じですか?

男性のための相談



家庭内のことや仕事のことなど、男性の抱える悩みについて、男性相談員がお話を伺います。お気軽にご相談ください。 ※女性相談員の場合あり。

予約制 専門相談 対面相談

相談名など	相談日時	予約申込時間
4 心の相談 (人間関係や生き方の悩みについて気持ちの整理をお手伝いします)	月~土曜 10:00~19:00 ※1回1時間以内。	毎日 9:00~19:00 ※心療内科等を受診中の方は、主治医にご相談の上、ご利用ください。
5 配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談 (DVによる被害で悩んでいる方のご相談を受けます)	月曜 9:00~17:00 水・金曜(第1金曜を除く) 10:00~19:00 ※1回1時間以内。	毎日 9:00~19:00
6 法律相談 (練馬区内在住の方のみ対象です)	土曜 13:00~16:00 ※1回30分以内。	相談日の1週間前の 毎日 9:00~19:00

編集後記



新平 委員

◆20代 大学生◆経済学を専攻

現在、日本では女性の労働参加や役員・政治家数が徐々に増加しています。一方で、数字として女性の役員の数や議員数が増えていても、自分の心が満たされなければ、活躍できているとは思えないのではないのでしょうか。自分自身が個性を出し、自由に自分自身を表現できる社会が本当の活躍につながるのだと思います。



服部 委員

◆60代◆民間企業にて管理・外資系事業等を経験後、DE&Iに積極的に従事
◆現在はフリー◆趣味はバラ栽培やDIY

編集に参加して、男女共同参画という大きなテーマのもと、改めて考える機会をいただき心から感謝いたします。多様な視点から現状分析を行い、幅広い世代の声を反映した第6次計画は、多くの議論・熟考を重ね策定されました。これからの実践がスタートし、誰もが互いを認め合い関わることで、ジェンダー平等な社会を目指します。今後も住民の一人として引き続き皆さんとともに考え行動していきたいと思っています。



藤井 委員

◆20代 大学生◆英語やアメリカの歴史・文化を専攻◆趣味は飲食店やカフェ巡り

第6次練馬区男女共同参画計画がついに始動しました。このVol.57は、区民の皆さんや、手に取ってくださった全ての方に、計画の内容を分かりやすくお伝えするため、そして「一人ひとりが自由に輝く」ための次の一歩を踏み出すきっかけとなるよう、心を込めて編集しました。本号をきっかけに、練馬区の男女共同参画社会実現に向けた取り組みに興味を持ち、「計画についてもっと詳しく知りたい!」と感じていただけたら幸いです。



若者よ

あなた達にも 十分な

生きる価値あり 希望を持とう

カセ吟

高桑 委員

50代 会社員にて 生活しサイクリングと 和歌を嗜む

